

## 聖籠町告示第20号

聖籠町地域密着型サービス等事業者の指定の条件に関する要綱を次のように定める。

平成27年3月23日

聖籠町長 渡邊 廣吉

### 聖籠町地域密着型サービス等事業者の指定の条件に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という）第78条の2第8項又は第115条の12第6項の規定に基づき、地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービス（次条において「地域密着型サービス等」という。）を行う事業者（以下「サービス事業者」という。）の指定に関し、必要な条件を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 この告示の対象となる地域密着型サービス等は、法第42条の2第1項及び法第54条の2第1項に規定するサービスとする。

(指定の条件)

第3条 町長は、サービス事業者の指定に際し、本町に転入届出日後12ヶ月を経過しない者の利用、入居又は入所ができない旨の条件を付すものとする。ただし、町長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(受付等の取扱い)

第4条 サービス事業者は、第2条に規定するサービスの利用申込み等があったときは、次に定めるところにより、これを取り扱うものとする。

- (1) 申込者の介護保険被保険者証等及び申込者からの聞き取り等により、転入届出日を確認すること。
- (2) 申込者が転入届出日後12ヶ月を経過していない者である場合は、申込者に対し第2条に定めるサービスの利用ができないこと及び他の居宅サービス又は介護保険施設が利用できることを説明すること。この場合において、申込者が転入届出日後12ヶ月を経過した後、空床等が生じた場合で当該サービスが利用可能な状況になったときは申込者に連絡すること。

- (3) 利用申込（待機者）名簿を作成し、申込日、住所、氏名、生年月日、転入届出日及び連絡先を記載すること。
- (4) 申込者から申込みの取消し及び入所等の辞退があったときは、利用申込（待機者）名簿に、その内容を記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の前に町長がしたサービス事業者の指定については、第3条に規定する指定の条件を付したものとみなす。